

再意見書

平成 24 年 3 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 1 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1.算定方法 見直し等 の検討に 向けた議 論の場設 定につい て	KDDI 株式会社	2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの) 【ドライカッパ】 ～(前略)その場合、結果として国民利便性を損ねることとなりかねないことから、電気通信市場の将来を見据え、現段階からメタル回線を今後どのように取扱っていくのかといった通信インフラの在り方について、いずれかの場で具体的な検討を速やかに行う必要があると考えます。～(以下略)	実績原価方式を適用するメタル回線接続料については、メタルから光ファイバへとマイグレーションが進展している状況にあり、利用回線数は毎年度約9%減少しています。一方で東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿のメタル回線設備は毎年度増加しており、利用者が減少している状況で該当設備が増加しているという矛盾が生じています。このことは、NTT東西殿がユニバーサルサービスの観点でメタル回線設備を電話サービスの申込に対して即座に対応可能となる様、残置していることに起因すると考えられ、ドライカッパの利用者や接続事業者が負担すべきものではありません。 従って、各社様が主張されているとおり、協議・検討の場を総務省殿に速やかに設定いただくことを要望します。
	株式会社 TOKAI コミュニ ケーションズ	4. 協議の場の設定について ～(前略)NTT 東西は接続事業者の要望する情報の開示について経営情報にあたることを理由に開示しないことから議論を深めることができません。つきましては、総務省主催による NTT 東西、接続事業者等関係当事者が議論できる場の設定が必須であると考えます。	
	イー・アクセス 株式会社	【議論の進め方について】 ～(前略)なお、検討に当たっては、NTT 東西殿の開示情	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>報を基に議論を重ねる必要がある課題については短期的に結論を出すことが難しいことも考えられるため、別途総務省殿主催によるNTT 東西殿及び接続事業者参加型の議論の場を設定し、多角的な検討を行うべきと考えます。</p>	
	KDDI株式会社	<p>【専用線】 専用線についても、需要の減少による接続料水準の上昇傾向が続いていますが、例えば、法人ユーザーにおいてイーサネット等が利用できない事業所が存在するため依然として専用線に頼らざるを得ないケースも存在しており、ユーザー利便確保の観点から接続料の上昇を抑制する必要があります。 そのため、NTT 東・西が需要の減少に応じたコスト削減を十分に行っているか検証するとともに、ドライカップと同様に専用線のマイグレーションをどのように進めていくのかについてユーザーのニーズも踏まえながら、円滑な移行が進められるよう、接続料算定の在り方を見直していく必要があります。</p>	<p>KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿の意見に賛同します。ドライカップに限らず、レガシー系サービスは需要の減少にコスト削減が追いつかず接続料が上昇傾向にあるため、マイグレーションに伴うレガシー系サービスの接続料算定の在り方について、速やかに協議の場を設置し検討を進める必要があると考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
2.残置(未利用)メタル芯線コストについて	KDDI株式会社	<p>2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)</p> <p>【ドライカッパ】</p> <p>～(前略)これらの未利用回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えますが、基本的に接続事業者は使用することのない回線であり、当該回線に係るコストが接続料上昇の最大の要因となっていることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように取扱っていくべきか早急に検討すべきです。～(以下略)</p>	<p>KDDI 殿及びイー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿意見に賛同します。NTT 東西殿が残置するメタル回線設備は平成 22 年度末時点で東日本エリアにおいて 65.4%、西日本エリアにおいては 62.9%となっています。メタル回線の需要が昨今のモバイル化、光ファイバ化により減少傾向にある中において、6 割を超える設備は将来利用されるメタルサービスに対応するもの、並びに故障復旧対応の予備回線の量としては明らかに異常な量であり、早急にドライカッパ接続料算定の対象より除外すべきと考えます。</p>
	イー・アクセス株式会社	<p><①未利用芯線コストの扱いの見直し></p> <p>～(前略)この芯線利用率の悪化については、ユニバーサルサービス維持が要因の1つと考えられますが、全国あまねく提供することを確保しているユニバーサルサービス(加入電話)と、余剰設備がある場合に限って提供されるドライカッパ等の接続事業者サービスでは根本的にサービス提供の前提が異なるため、必ずしも全ての未利用芯線コストをドライカッパ等の算定コストの対象とすることは適切ではないと考えます。～(以下略)</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
3. 耐用年数の適正化について	KDDI 株式会社	<p>2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)</p> <p>【ドライカッパ】</p> <p>～(前略)メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在します。利用実態を踏まえ、経済的耐用年数への変更といった見直しをすべきであり、現行の算定方法においても対応可能であることから、直ちに実施すべきと考えます。～(以下略)</p>	<p>KDDI 殿及びイー・アクセス殿意見に賛同します。NTT 東西殿は接続事業者に対し、メタル回線の法定耐用年数の見直しについて「利用実態を把握できた段階で見直しをする」と説明していますが、いまだにメタル回線の利用実態に即した法定耐用年数の適正化が実現されておりません。</p> <p>仮に、NTT東西殿自らが利用実態を把握することができないのであれば、総務省殿が「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」等を開催し、遅くとも平成24年度中にメタル回線における法定耐用年数の適正化をすべきと考えます。</p>
	イー・アクセス株式会社	<p><②メタル耐用年数見直し></p> <p>～(前略)しかしながら、メタル投資額は平成 21 年度に 500 億円、平成 22 年度に 400 億円と縮小傾向であり、今後も引き続き経営効率化の取組み強化及び IP 網への移行促進することを鑑みれば、メタルの使用年数は必然的に延びていくものと思われます。</p> <p>また、耐用年数の見直しに時間を要したり、もしくは見直しを行わない場合には、耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することとなるため、現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措置を講じる必要があると考えます。</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
4.受付申込システムの変更について	KDDI株式会社	2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの) 【ドライカッパ】 ～(前略)また、受付申込システムに係るコストについても、需要が減退している中であるにも関わらず、メタル回線に係る書各種システムの変更等が度々行われており、需要減に応じたコスト削減がなされていないと考えられます。そのため、利用実態に応じた必要最小限のコストで申込受付の運用が可能となる方策を検討すべきと考えます。	KDDI 殿、イー・アクセス殿及び株式会社 TOKAI コミュニケーションズ殿意見に賛同します。 NTT 東西殿が接続事業者を提供する受付申込システムは、接続事業者が提供する通信サービスを申し込まれたお客様の回線開通を迅速かつ円滑に処理するものであり、基本的な考え方として、接続事業者の意向を反映した機能開発は実施されるべきと考えます。 しかしながら、今回の開発は NTT 東西殿で発生した FAX の誤送等を防止するためのセキュリティ対策であり、接続事業者側の要望に基づくものではありません。弊社共としては、現状の運用をパスワード設定による電子メールでの通知に切り換えたことにより、現状でもセキュリティは十分に確保されているものと考えます。
	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	2. 回線管理運営費について ～(前略)よって、上記の通り NTT 東西のコストコントロールが十分ではないと考えられる以上、今後のシステム更改に際してはあらかじめ情報開示を行い、内容の妥当性、コスト削減効果の検証及び接続事業者が対応するための時期の調整等を行った上でシステム更改の可否を決定することが必要です。	従って、NTT 東西殿は今回のシステム更改について、接続事業者間の情報の公平性および効率性の観点から、接続事業者に対する説明会を開催し、システム更改の必要性について説明責任を果たすことが不可欠と考えます。
	イー・アクセス株式会社	■回線管理運営費について <②市場情勢に即したシステム更改の実施> ～(前略)本機能追加は回線管理運営費の更なる上昇が見込まれることから実施の必要性については慎重に検証する必要があり、NTT 東西殿は、本機能追加におけるコスト効率化の定量的な費用対効果の予測を実施し、その	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>結果を接続事業者に示して頂く必要があると考えます。</p> <p>なお、その結果として費用対効果が見込めない場合には、本機能追加の実施は見送るべきと考えます。</p>	
5.コロケーションの電気料について	イー・アクセス株式会社	<p>2. 工事費・手続費及びコロケーション料金等</p> <p>■電気料について</p> <p>～(前略)今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性及び透明性を確保する観点からも、算定根拠の開示及び NTT 東西殿主催の接続料改定の説明会において詳細な説明を実施すべきと考えます。</p> <p>また、社会的にも電気料の値上がりや節電対策等の電力問題について重要性が問われている現状においては、需要減少に伴う設備効率化を促進することは急務であると考えます。</p> <p>NTT 東西殿においては、平成 24 年 2 月 2 日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項により、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方を検討して頂いているところですが、早急に運用の見直しを実施すべきと考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿意見に賛同します。</p> <p>情報通信審議会答申に基づく要請事項(平成 24 年 2 月 2 日付け)では NTT 東西殿に対し平成 24 年 6 月までに電気料の扱いに関する検討結果を求めているところですが、今夏の全国的な電力逼迫も懸念されている状況下においては、時期を前倒して検討結果の報告、及び運用見直しを実施することが必要と考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
6.トラヒック等の減少の応じたコスト削減について	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	<p>【優先接続手数料について】</p> <p>(優先接続手数料に関しては)昨年度にも同様の意見を提出し、「NTT 東西においては、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。」と審議会の考え方が示されていました。しかし今回の認可申請では～(中略)～需要減とコスト減との関係について乖離が拡大しています。</p>	<p>フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿、KDDI 殿の意見に賛同します。優先接続手数料や公衆電話接続料等は、ドライカップと同様に、トラヒックや利用件数の減少にコスト削減が追いついておらず、実質的に値上げとなっています。このことは、トラヒック、利用件数又は回線数等の減少に応じてコスト削減することが現状の方法では難しいことを示しているものと考えられるため、NTT 東西殿へ対しコスト削減インセンティブが機能するような新たな施策の検討が必要です。</p>
	KDDI株式会社	<p>【公衆電話】</p> <p>今回申請された平成 24 年度接続料金では、～(中略)～本質的には、コスト削減がトラヒックの減少に追いついておらず、既にユーザー料金を上回っている接続料が今後もさらに上昇していくことが想定され、料金値上げ等、国民負担の増加につながる懸念があります。トラヒックが減少し続けている中、公衆電話機に係るコストのうち、大半を占めているのは電話ボックスに係る清掃料や料金改修コスト等の施設保全費であるため、当該費用の削減を図るべきと考えます。</p>	

以上